

【施設型給付幼稚園】変更事項・提出書類・提出期限

	変更事項	提出書類		
		確認	無償化	業務管理体制 ※確認に係る全ての特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業が豊中市のみに所在する事業者のみ
1	建物の所在地(※1)	①特定教育・保育施設設置者住所等変更届出書(様式第6号) ②付表(「施設名称」及び「施設設備」の該当箇所を記載したもの) ③施設全体の付近見取図 ④配置図、平面図、立面図 ⑤運営規程(※2)	①特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(確認様式6) ※施設の所在地が変わる場合のみ	
2	建物の設備・図面(※1)	①特定教育・保育施設設置者住所等変更届出書(様式第6号) ②付表(「施設名称」及び「施設設備」の該当箇所を記載したもの) ③配置図、平面図		
3	施設の名称(※1)	①特定教育・保育施設設置者住所等変更届出書(様式第6号) ②運営規程(※3) ③寄附行為(※3)	①特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(確認様式6) ②寄附行為(※3)	
4	法人の名称、所在地	①特定教育・保育施設設置者住所等変更届出書(様式第6号) ②運営規程(※2) ③定款又は寄附行為及び登記事項証明書(※4)	①特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(確認様式6) ②定款又は寄附行為及び登記事項証明書(※4)	①業務管理体制変更届出書(様式第2号)
5	法人代表者の氏名、住所	①特定教育・保育施設設置者住所等変更届出書(様式第6号) ②法人代表者の履歴書(写) ③子ども・子育て支援法第40条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しない旨の誓約書(別添3) ④登記事項証明書	①特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(確認様式6) ②子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しない旨の誓約書 ③登記事項証明書	①業務管理体制変更届出書(様式第2号)
6	役員の氏名、住所	①特定教育・保育施設設置者住所等変更届出書(様式第6号) ②役員一覧表(別添4) ③子ども・子育て支援法第40条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しない旨の誓約書(別添3) ④登記事項証明書(※2)	①特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(確認様式6) ②役員の氏名、生年月日及び住所の一覧 ③子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しない旨の誓約書 ④登記事項証明書(※2)	
7	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	①特定教育・保育施設設置者住所等変更届出書(様式第6号) ②定款又は寄附行為及び登記事項証明書(※4)	①特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(確認様式6) ②定款又は寄附行為及び登記事項証明書(※4)	
8	利用定員(増加)(※1)	①特定教育・保育施設確認変更申請書(様式第4号) ②平面図 ③職員体制一覧表及び学級編成表(別添2)		
9	利用定員(減少)(※1)	①特定教育・保育施設利用定員減少等届出書(様式第5号) ②平面図 ③職員体制一覧表及び学級編成表(別添2)		
10	利用定員(認定区分間の内訳変更)(※1)	①特定教育・保育施設確認変更申請書(様式第4号) ②特定教育・保育施設利用定員減少等届出書(様式第5号) ③平面図 ④職員体制一覧表及び学級編成表(別添2)		
11	園長の氏名、住所	①特定教育・保育施設設置者住所等変更届出書(様式第6号) ②園長・施設長・認定こども園の長の経歴書(別添1)	①特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(確認様式6)	
12	運営規程	①特定教育・保育施設設置者住所等変更届出書(様式第6号) ②運営規程(※3)		
13	法令遵守責任者			①業務管理体制変更届出書(様式第2号)
	根拠法令	子ども・子育て支援法第32条第1項又は第35条第1項及び第2項	子ども・子育て支援法第58条の5	子ども・子育て支援法第55条第3項
	提出期限	変更日から10日以内 ※利用定員の増加は変更が行われる2か月前まで ※利用定員の減少と認定区分間の内訳変更は変更が行われる3か月前まで	変更日から10日以内	遅滞なく

※1 書類の提出までにこども政策課と事前協議を行ってください。

※2 変更がある場合のみ。運営規程は変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※3 変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※4 変更がある書類のみ。定款又は寄附行為は変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。